

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～平成 26 年 8 月 1 日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※¹に基づいて「基本手当日額」※²を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更します。今回は、平成 25 年度の平均定期給与額が前年比で約 0.2%減少したことから、上限額・下限額ともに若干の引き下げになります。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が減額になる場合があります。対象になる方には、平成 26 年 8 月 2 日以降の認定日にお返す受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※¹ 離職した日の直前の 6 か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第 1 面)の 14 欄に記載されています。

※² 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第 1 面)の 19 欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29 歳以下	12,810	12,780	6,405	6,390 (▲15)
30～44 歳	14,230	14,200	7,115	7,100 (▲15)
45～59 歳	15,660 (※)	15,610	7,830 (※)	7,805 (▲25)
60～64 歳	14,940	14,910	6,723	6,709 (▲14)

(※)平成 26 年 6 月 18 日に毎月勤労統計の過去の実数値が訂正されたことに伴い、賃金日額の上限額 15,650 円、基本手当日額の上限額 7,825 円に訂正しておりますが、受給者への影響に鑑み、従来通りの額を支払うこととしています。

【例】

29 歳で賃金日額が 14,000 円の方は、上限額(12,780 円)が適用されますので、平成 26 年 8 月 1 日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,390 円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
全年齢	2,310	2,300	1,848	1,840 (▲8)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,848円から1,840円になります。



○基本手当日額の計算方法

賃金日額（w円）	給付率	基本手当日額（y円）
◆離職時の年齢が29歳以下（※1）		
2,300円以上 4,600円未満	80%	1,840円～3,679円
4,600円以上 11,650円以下	80%～50%	3,680円～5,825円（※2）
11,650円超 12,780円以下	50%	5,825円～6,390円
12,780円（上限額）超	—	6,390円（上限額）
◆離職時の年齢が30～44歳		
2,300円以上 4,600円未満	80%	1,840円～3,679円
4,600円以上 11,650円以下	80%～50%	3,680円～5,825円（※2）
11,650円超 14,200円以下	50%	5,825円～7,100円
14,200円（上限額）超	—	7,100円（上限額）
◆離職時の年齢が45～59歳		
2,300円以上 4,600円未満	80%	1,840円～3,679円
4,600円以上 11,650円以下	80%～50%	3,680円～5,825円（※2）
11,650円超 15,610円以下	50%	5,825円～7,805円
15,610円（上限額）超	—	7,805円（上限額）
◆離職時の年齢が60～64歳		
2,300円以上 4,600円未満	80%	1,840円～3,679円
4,600円以上 10,490円以下	80%～45%	3,680円～4,720円（※3）
10,490円超 14,910円以下	45%	4,720円～6,709円
14,910円（上限額）超	—	6,709円（上限額）

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2 $y = (-w^2 + 23,400w) / 23,500$

※3 $y = (-7w^2 + 126,440w) / 117,800$, $y = 0.05w + 4,196$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当（再就職手当、就業手当、常用就職支度手当）の算定における上限額についても、下表の通り変更になります。

◆再就職手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前（円）	変更後（前年度増減）（円）
59歳以下	5,840	5,825（▲15）
60～64歳	4,729	4,720（▲9）

◆就業手当の1日当たり支給額（基本手当日額の30%）の上限額

年齢	変更前（円）	変更後（前年度増減）（円）
59歳以下	1,752	1,747（▲5）
60～64歳	1,418	1,416（▲2）